

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第46条の規定に基づき、公立大学法人大阪(以下「法人」という。)に勤務する教職員(旧)公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則(以下「旧就業規則」という。)第3条第1項及び第2項に規定する教職員をいう。以下「教職員」という。)の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 教職員の勤務時間、休日、休暇等に関し、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の関係法令及び法人の他の規程の定めるところによる。

第2章 勤務時間、休憩、週休日、休日等

(所定の勤務時間)

第3条 教職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分とする。

2 法人は、前項の規定にかかわらず、業務の運営上必要ある場合には、前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする教職員の勤務時間について、別に定めることができる。

(始業及び終業の時刻)

第4条 教職員の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 始業 午前9時
- (2) 終業 午後5時30分

2 法人は、前項の規定にかかわらず、業務の運営上必要がある場合には、別に定めるところにより、同項の始業及び終業の時刻を変更することができる。

(休憩時間)

第5条 教職員の休憩時間は、午後0時10分から午後0時55分までとする。

2 業務の特殊性がある場合においては、労基法第34条第2項の規定による協定の定めるところにより、休憩時間を変更することができる。

3 第10条の規定により時間外勤務を命じた場合には、その勤務2時間を超えるごとに15分の休憩時間を置くものとする。

4 休憩時間は、これを自由に使用することができる。

(休息時間)

第6条 法人は、所定の勤務時間のうちに、その勤務時間4時間につき15分の休息時間を

置くことができる。

(出退勤の管理)

第6条の2 出退勤の管理は、教職員のうち、裁量労働制が適用される教員にあつては「勤務状況及び健康状態に関する報告書」によるものとし、職員にあつては勤怠管理システムにより管理するものとする。ただし、指定する教職員については別に定める方法によるものとする。

(週、週休日及び勤務時間の割振り)

第7条 週は、土曜日に始まり金曜日に終わる7日間を指すものとし、土曜日及び日曜日を週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。

2 教職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。

3 法人は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、前2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

(週休日の振替等)

第8条 法人は、教職員に前条第1項又は第3項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、同条第2項又は第3項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務をすることを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(通常勤務場所以外での勤務)

第9条 教職員が勤務地以外で業務に従事した場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定の勤務時間を超えて勤務することを必要とする場合には、当該業務に通常必要とされる時間を勤務したものとみなす。

(時間外勤務等)

第10条 法人は、業務の運営上必要がある場合には、教職員に対し、所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命じることができる。

2 前項の場合において、労基法第32条の規定による労働時間を超える勤務又は同法第35条の規定による休日における勤務については、労基法第36条第1項に規定する協定の定めるところによる。

(宿日直勤務)

第11条 法人は、業務の運営上必要がある場合には、別に定めるところにより、教職員に対し、所定の勤務時間以外の時間及び第14条第2項に規定する休日に宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。

(育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第 12 条 3 歳未満の子(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。)を養育する教職員が請求した場合には、所定の勤務時間を超えて勤務させないこととする。

2 要介護状態にある家族(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母の他、祖父母、兄弟姉妹及び孫)を介護する教職員であつて、当該家族を介護するために請求をした場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1 回の請求につき 1 か月以上 1 年以内の期間について、所定の勤務時間を超えて勤務させないこととする。

3 小学校就学の始期に達しない子(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。)を養育する教職員及び前項に規定する家族を介護する教職員であつて、当該子を養育するために又は当該家族を介護するために請求をした者の第 10 条及び第 11 条に規定する勤務については、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて時間外勤務を命じないものとする。

4 教職員のうち、前項に規定する子を保育し又は第 2 項に規定する家族を介護することのできる 16 歳以上の同居の家族がいる者を除く者が、当該子を養育するために又は当該家族を介護するために請求をした場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。)の業務には従事させないものとする。

(非常災害時の勤務)

第 13 条 法人は、災害その他避けることのできない事由によつて、必要があるときは、労基法第 33 条第 1 項に規定する手続きを経て、その必要の限度において、臨時に第 10 条に規定する勤務を命ずることができる。

(休日)

第 14 条 教職員は、休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、所定の勤務時間においても勤務することを要しない。

2 前項の休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(同法に規定する休日を除く。)をいう。

(休日の代休日)

第 15 条 法人は、教職員に前条第 2 項に規定する休日(以下「休日」という。)である第 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 8 条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(以下「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日前後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された教職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間

を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、所定の勤務時間においても勤務することを要しない。

第3章 勤務時間の特例

(1か月単位の変形労働時間制)

- 第16条 法人は、業務の運営上特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、1か月以内の一定期間を平均して1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることができる。
- 2 前項の規定による割振りに係る単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、別に定める。

(裁量労働制)

- 第16条の2 業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する教職員の裁量に委ねる必要がある者については、労基法第38条の3に基づく労使協定により、当該協定に定める時間労働したものとみなす。

第4章 休暇

(休暇の種類)

- 第17条 教職員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次休暇)

- 第18条 法人は、教職員に対して1年(1月1日から12月31日までの1暦年。以下この条において同じ。)につき20日の年次休暇を与えるものとする。ただし、次に掲げる教職員のその年の年次休暇の日数は、別に定める。
- (1) 次号に掲げる教職員以外の教職員であつて、新たに教職員となつた者
- (2) 地方公務員又は国家公務員等であつた者であつて引き続き新たに教職員となつた者で別に定めるもの
- 2 年次有給休暇が10日以上付与された教職員に対しては、付与日から1年以内に、当該教職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、法人が教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。
- 3 年次休暇は、教職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、請求された時季にこれを与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 4 年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、教職員から要求があつた場合は、半日又は1時間を単位として与えることができる。ただし、1時間を単位として与える場合は、1年につき40時間を超えることはできない。
- 5 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

6 就業規則第 21 条第 1 項第 3 号及び旧就業規則第 15 条第 1 項第 5 号に規定する事由に該当し休職にされ復職した教職員その他別に定める教職員のその年の年次休暇の日数は、別に定める。

(病気休暇)

第 19 条 教職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を与えることができる。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。

(特別休暇)

第 20 条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与える。

(1) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間

(2) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認める日又は時間

(3) 出産する場合 その出産予定日以前 8 週間から出産後 8 週間を経過する日までの期間内で必要とする期間

(4) 生後 1 年 6 月に達しない生児を育てる場合 1 日 2 回とし、1 の回について 30 分、他の回について 1 時間

(5) 女性である教職員が生理のため勤務が著しく困難である場合又は生理に有害な業務に従事する場合 必要とする期間

2 法人は、前項に規定するもののほか、別に定める特別休暇を与えることができる。

(委任)

第 21 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。